

別表第九号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第31条の2(第31条の3及び第31条の4において準用する場合を含む。)関係)

無線局の運用の特例に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

届出者(注2)

住 所

(ふりがな)

氏名又は名称



第70条の7第2項

下記のとおり無線局を運用させたので、電波法 第70条の8第2項において準用する同法第70条
第70条の9第2項において準用する同法第70条

の7第2項 の規定により届け出ます。

の7第2項

記

1 非常時運用人(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下同じ。)に運用させた無線局の免許又は登録の番号

2 非常時運用人(注3)

住 所

(ふりがな)

氏名又は名称

連 絡 先

3 非常時運用人による運用の期間

4 無線設備の製造番号(特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。)

5 欠格事由に関する事項(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合及び同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。)(注4)

注1 電波法施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出の場合は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)にあてること。

2 届出者の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

(2) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

3 非常時運用人の欄の記載は、次によること。

(1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載する

こと。

(2) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(3) 連絡先については、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

4 欠格事由については、法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた当該無線局の免許人以外の者が法第5条第3項各号のいずれにも該当しないときはその旨、法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた当該登録局の登録人以外の者が法第27条の20第2項各号(第2号を除く。)のいずれにも該当しないときはその旨を記載すること。

電波法

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局（その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作（次条第一項において単に「簡易な操作」という。）によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者（以下この条において「非常時運用人」という。）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録人以外の者による登録局の運用)

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第七十条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

電波法施行規則

(非常時運用人に対する説明)

第四十一条の二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

(非常時運用人に対する監督)

第四十一条の二の二 法第七十条の七第二項に規定する免許人等は、次に掲げる場合には、遅滞なく、非常時運用人に対し、報告させなければならない。

- 一 非常時運用人が非常通信を行ったとき。
 - 二 非常時運用人が法又は法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - 三 非常時運用人が法又は法に基づく命令に基づく処分を受けたとき。
- 2 前項の規定によるほか、法第七十条の七第二項に規定する免許人等は、非常時運用人に運用させた無線局の適正な運用を確保するために必要があるときは、非常時運用人に対し当該無線局の運用の状況を報告させ、非常時運用人による当該無線局の運用を停止し、その他必要な措置を講じなければならない。

(登録局を自己以外の者に運用させる場合における準用)

第四十一条の二の五 第四十一条の二の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の免許状又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。

2 第四十一条の二の二及び前条第三項の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させた登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二の二第一項中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、同条第二項中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の」とあるのは「登録局の」と読み替えるものとする。

電波法施行規則

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の二 法第七十条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 非常時運用人に運用させた無線局の免許又は登録の番号
 - 二 非常時運用人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 非常時運用人による運用の期間
 - 四 無線設備の製造番号（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）
- 2 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に二以上運用させたときは、同条第二項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。
- 3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第九号の様式により行うものとする。
- 4 法第七十条の七第二項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の四 第三十一条の二の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の二第一項第一号中「非常

時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。